

組合員氏名		所 属 名		貸付番号
職員コード		所属コード		

一 般 貸 付 申 込 書				貸付区分				新規				借替									
申 込 金 額	円	内 訳	毎 月 分	円	決 定 額	百	拾	万	千	百	拾	一	一 回 あ た り の 償 還 額	毎 月 償 還 額	拾	万	千	百	拾	一	円
		ボ ー ナ ス 分	円													ボ ー ナ ス 償 還 額					
希望する償還回数		毎 月 償 還	回		控 除 額 等	内 訳	未償還元金（毎月）		円												
		ボ ー ナ ス 償 還	回				未償還元金（ボーナス）		円												
申込み事由 （具体的使途を記入する）				経 過 利 息			円														
				未 償 還 金 計		円															
				差 引 送 金 額		円															
前貸付年月日（一般）		年 月 日		2年経過（ 済 未 ）																	
申込事由対象氏名・続柄				現 在 借 受 中 の 貸 付 金 の 償 還 額	貸付種別		毎 月 償 還 額		ボ ー ナ ス 償 還 額												
被扶養認定の有無					一 般 貸 付		円		円												
受 取 金 融 機 関		共済組合給付金等指定口座			住 宅 貸 付		円		円												
借 入 希 望 年 月 日		年 月 25日			住 宅 災 害 貸 付		円		円												
貸付申込時の給料月額 （調整額・教職調整額を含む）		職 級 号 (A) 円			介護構造住宅貸付		円		円												
毎 月 償 還 限 度 額		A×0.3＝ 0円			教 育 貸 付		円		円												
ボ ー ナ ス 償 還 限 度 額		A×0.6＝ 0円			災 害 貸 付		円		円												
償 還 年 額 限 度 額		A×4.8＝ 0円			医 療 貸 付		円		円												
組 合 員 資 格 取 得 年 月 日		年 月 日			結 婚 貸 付		円		円												
					葬 祭 貸 付		円		円												
				合 計		0円		0円													
組 合 員 資 格 取 得 年 月 日		年 月 日		今 回 貸 付 後 の 償 還 額 合 計		円		円													
総額規制貸付残高		一般貸付 200	円		結 婚 貸 付 230		円		今回申込金額を含め 左記貸付の残高合計 が700万円を超える 場合は貸付を行いま せん。												
		教育貸付 241	円		葬 祭 貸 付 280		円														
		災害貸付 220	円				円														
		医療貸付 270	円		合 計		円														

申 込 人 署 名 欄	公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、表記の金額を借り受けたいので申し込みます。			
	令和 年 月 日 公立学校共済組合新潟支部長 様			
	申 込 人 （ 自 筆 ）	申込時現住所	TEL	
	氏 名	④ （申込時年齢 満 歳）		

所 属 長 証 明 欄	上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。		福 利 課 受 付 印
	令和 年 月 日		
	所属所在地 〒		
	(分校は本校の所在地)		
	所 属 名	TEL	
	所 属 長 名	職印	

一般貸付けについて

1 概要	組合員が臨時に資金を必要とする場合、貸付が受けられます。 臨時に資金を必要とする場合とは、一時的な支払の必要性が生じた場合であって、生活費などの恒常的な支出や他の借入金の返済に充てるものは、貸付の対象となりません。 例：自家用車購入資金、電化製品購入資金、海外旅行費用、引越し費用 等 なお、既に借り受けている一般貸付けの貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年間を経過する日までの間にあるときは、新たな一般貸付けは受けられません。
2 貸付額	10 万円を単位とし、200 万円を限度に申込みができます。
3 償還回数	120 回以内です。 また、貸付額が 100 万円を超える場合には、ボーナス併用償還ができます。

添付書類は下記のとおりです

下記の書類を「一般貸付申込書」に添付し、貸付申込書の所属所長証明欄に所属長の証明印を受けた後、福利課へ提出してください。

■ 必ず添付するもの

■ 「一般貸付借用証書」 （共済様式80-1号）
■ 「貸付事業における個人情報に関する同意書」 （共済様式80-2号）
■ 「借入状況等申告書」 （共済様式80-4号）
■ 給与明細書の写し（新潟市立学校、大学、職員組合の所属の組合員のみ）

□ 貸付金額(借換の場合は送金額)が、100 万以上のときに必要な添付書類(100 万未満は不要)

必要額が確認できる次のいずれかの書類

☐ 契約書の写し
☐ 請書の写し
☐ 請求書の写し
☐ 領収書の写し
☐ 見積書の写し及びその注文を証明できる書類 (見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印したもの※)

※【「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱える見積書の例】

〇〇年〇月〇〇日	
見 積 書	
公 立 太 郎 様	〇 〇 商 会 株 式 会 社
下記のとおりお見積もり申し上げます。	
合 計 額 1,188,000 円	
品 名 : 〇〇〇製 〇〇〇〇〇 型番「ABC12YZ0345」	
価 格 : 1,188,000 円 (税込み)	
個 数 : 1 台	
上記注文をお請けしました。 〇 〇 商会株式会社 代表取締役 新 潟 次 郎 ㊞	←従業員の手書きの証明 でも差し支えない。

共済様式 80-1 号

※欄は記入しないで下さい。

組合員氏名 職員コード		所 属 名 所属コード		※貸付番号
----------------	--	----------------	--	-------

一般・特別・住宅・住宅災害
介護構造（住宅）・介護構造（住災）
教育・災害・医療・結婚・葬祭（○で囲む）

貸付借用証書

金	千万	百万	捨万	万	千	百	捨	一	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

前に余白がある場合は¥をつけること。

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）又は借受人に対する退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び退職手当から控除します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日（貸付決定後、貸付年月日を支部で記載します。）

公立学校共済組合新潟支部長 様

借受人	所属名	Tel ー ー		
	申込時現住所	〒 Tel ー ー		
	職名	フリガナ		
		氏名	印	

注意
・金額は訂正しないこと。
・借用証書は借受人が自書し、ゴム印等は使用しないこと。
・借受人の印鑑は、貸付申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を使用すること。

※本同意書は、署名のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込を受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸 付 種 別	
貸 付 申 込 金 額	円
貸付申込年月日	令和 年 月 日

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 月 日

同意者

借 受 人	所 属 名	(TEL)	
	現 住 所	(TEL)	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	

※必ず本人が署名・押印して下さい。
※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

< 提供時期 >

当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき。

< 提供先 >

金融機関

< 提供先における個人情報の利用目的 >

貸付金を借受人の口座へ送金するため

< 提供される個人情報の内容 >

「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）

< 提供の手段又は方法 >

電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

< 提供時期 >

当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき。

< 提供先 >

組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等

< 提供先における個人情報の利用目的 >

貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため

< 提供される個人情報の内容 >

「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）

< 提供の手段又は方法 >

電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

< 提供時期 >

借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）

< 提供先 >

株式会社損害保険ジャパン（共同取扱会社を含む）

< 提供先における個人情報の利用目的 >

貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

< 提供される個人情報の内容 >

○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（登記簿謄本、貸付原票等、弁護士等及び裁判

所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)

< 提供の手段又は方法 >

帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※株式会社損保ジャパン（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください。

（４）団体信用生命保険関連

< 提供時期 >

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- 保険金請求時又は事前査定時
- その他生命保険会社が必要と認める時期

< 提供先 >

明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）

< 提供先における個人情報の利用目的 >

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

< 提供される個人情報の内容 >

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- 保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

< 提供の手段又は方法 >

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前査定時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ

(<http://www.meijiyasuda.co.jp>) をご参照ください。

(5) 債務返済支援保険関連

< 提供時期 >

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- その他損害保険会社が必要と認める時期

< 提供先 >

明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）

< 提供先における個人情報の利用目的 >

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

< 提供される個人情報の内容 >

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

< 提供の手段又は方法 >

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/>）をご覧ください。

【通信欄】

借入状況等申告書

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 月 日

借 受 人	所 属 所 名		
	職 名	フリガナ	
		氏 名	

※必ず本人が署名してください。
※日付は和暦で記入してください。

次の内容に相違ありません。
この申告書の内容や他の添付書類に虚偽がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を借受人が所属する所属所の所属長に通知することについて同意します。

<当共済組合の借入状況> (単位：円)

貸付種別	区分	1 回当たり償還額 (毎月償還)	1 回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規 借換 償還中		
特別貸付け	新規 借換 償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規 借換 償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規 借換 償還中		
介護構造部分の貸付け	新規 借換 償還中		
教育貸付け	新規 借換 償還中		
災害貸付け	新規 借換 償還中		
医療貸付け	新規 借換 償還中		
結婚貸付け	新規 借換 償還中		
葬祭貸付け	新規 借換 償還中		
特例住宅災害貸付け	新規 借換 償還中		
特例の既住宅貸付け	新規 借換 償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規 借換 償還中		
合計		(A)	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 「1回当たりの償還額」欄には、今回申し込みににおける償還額を記入してください。
借換の場合は、借換後の1回当たりの償還額を記入してください。
3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たりの償還額を記入してください。
5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。
詳しくは支部に確認してください。

＜当共済組合以外の借入状況＞

借入金がない場合、（c）欄に0円と記入してください。

借入先	借入区分	借入年月日			当初借入金額	償還年額
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
	新規借入	令和	年	月	日	
	既借入	令和	年	月	日	
						(C)

（注） 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

＜金融機関等の例＞

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※ クレジットカード一括払いによる支払は除きます。

2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

4 連帯債務契約による借入等の借入金額・償還年額は、債務負担割合に応じた金額を記入してください。債務負担割合が定められていない場合は、借入額・償還額とも1／2の額を記入してください。

＜申込人の給料月額＞

(D)円

（注）貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

＜償還限度額の算出＞

(A) ×12	(B) ×2	(C)	左の合計	≦	(D) ×4.8

※ この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。
また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）は貸付申込みを受け付けることはできません。